

概要版

ふじさわ

人権文化を  
はぐくむ  
まちづくり指針

藤沢市人権施策  
推進指針改定版

Human Rights

Harmony

Partnership

★★2023年(令和5年)3月★★  
藤沢市

## ◆人権とは

好きなことを学び、自由に職業を選び、好きなところに住み、人種や性別、社会的身分などによって不平等な扱いを受けないこと。こういった「人間が人間らしく生きることのできる権利」を、「人権」といいます。

わたしたちは一人ひとり違った人間で、生き方や考え方も人それぞれです。お互いの違いを認めあい、尊重しあいながら共に生きる社会を実現するためには、すべての人が、自己的人権と同じように、自分以外の人の人権を尊重する意識を持つことが大切です。

## ◆基本理念

### 人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由・平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権を尊重する精神が、すべての人や社会の中に定着し、自然にわたしたちの普段の態度や行動に現れていることです。

お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方や考え方を認め支えあいながら人権文化をはぐくむ、ともに生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現をめざします。

#### ～ インクルーシブ藤沢 ～

本市では、20年先を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた「藤沢市市政運営の総合指針 2024～2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換～」を、2021年（令和3年）4月に策定しました。

3つのまちづくりコンセプト（めざすべきまちの姿の明確化）の一つに「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」を掲げ、子ども、高齢者、障がいのある人、外国につながる人などさまざまな市民がお互いの生き方や考え方を認め合い、さまざまな文化が共生するまちづくりを進めています。

## ◆基本目標

### 基本目標 1

個人が尊重され、  
自分らしい生き方が  
できる社会の構築

誰もが差別や人権侵害を受けることなく、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

### 基本目標 2

ともに支えあい、  
ともに生きる社会の構築

お互いの人権を尊重し、多様性を認めあう「インクルーシブ藤沢」の実現をめざします。

### 基本目標 3

パートナーシップによる  
施策の推進

多様な主体と力を合わせ、パートナーシップで人権課題の解決に向けた施策を推進します。

## ◆共通施策

### (1) 課題やニーズの把握

人権課題に直面している当事者の訴えを受け止め、解決につなげていくため、定期的な市民意識調査の実施や支援団体等での相談事例等を通じて、的確な実態把握に努めます。

### (2) 人権教育・人権啓発の推進

人権文化をはぐくむには、人権の視点を持ち、日常生活の中で起こる出来事を自分事として具体性を持って捉えることが大切です。引き続き人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するよう、多様な主体と連携・協力しながら人権教育・人権啓発を推進していきます。

### (3) 相談支援の充実

多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するため、行政と関係機関や民間団体等とが連携・協力しながら相談支援に取り組んでいきます。また、気軽に相談できる窓口や相談体制を整備し周知に努めます。

### (4) パートナーシップによる取組

本市のあらゆる施策や事業は、この指針の理念に基づいて実施します。

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するためには、行政だけでなく、市民や企業などさまざまな主体が各々の役割を自覚し、社会全体で協力して、多様化・複雑化する人権課題に取り組んでいく必要があります。

市	市は、人権指針の理念を市民や企業、教育機関、市民団体等さまざまな主体と共有するための施策を推進します。
市民	市民は、人権指針の理念を共有し、差別をしない・させない、偏見をもたない・もたせない、という人権感覚を身につけ、行動します。
企業	人権尊重の責任を果たし、あらゆるステークホルダー※に対し、人権への負の影響を予防・軽減します。
教育機関等	地域、行政等と協働し、学生をはじめ、市民に対する人権啓発活動に取り組みます。
市民活動団体	NPOやボランティア団体、当事者団体等、さまざまな地域活動の組織運営を通じて、人権を尊重した社会づくりに努めます。

※ステークホルダー：企業・行政・NPOなど、利害と行動に直接的・間接的な利害関係を有する者のこと。利害関係者。具体的には、企業、市民、地域社会、活動団体など。

## ◆人権課題の解決に向けて

### 1 ジェンダー平等社会を実現するために

依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習・制度が根強く残っており、時代に即した制度・慣行・意識への転換が必要です。とくに、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響は深刻であり、増加・深刻化するDVや性暴力、非正規雇用女性労働者の状況等に対して取組を進めることが求められました。そうした中、2022年（令和4年）5月19日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（施行は、2024年（令和6年）4月1日）が成立しました。

未だセクシュアルマイノリティに対し、SNSやインターネット上での差別的な表現がみられるなど、理解が十分に進んでいない現状があります。多様な性への配慮が進められていますが、その背景を理解していくことが重要です。

#### 施策の方向性

- 固定的な性別役割分担による弊害を解消するための取組強化、身体的性差に対する尊重と理解の浸透を図るための取組推進、課題への組織横断的な政策立案のための仕組みの構築
- ジェンダー平等の視点に立った学習機会の充実、家庭、地域社会、職場等における固定的性別役割分担意識の解消、性のあり方を示すSOGIの概念に沿った多様な性の理解促進
- 県や児童相談所等との関係機関との連携、県や民間団体と連携した性的指向や性自認に関する相談支援の充実
- 関係課、民間事業者、労働関係者等との意見交換による女性活躍の推進、「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」の認知度の向上と利用制度の拡充

## 2 子どもの人権を尊重するために

今なお子どもが被害者となる事件は後を絶たず、いじめ問題はSNS※等の発展により多様化するなど深刻な状況が続いています。また、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもは、本来大人が担うような家事や介護などを日常的に担うことで、ケアを担う子ども自身の人生に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、学校や地域の見守りによる早期発見・把握や、子どもへの周知促進、庁内の横断的かつ包括的な支援と子どもに寄り添った相談体制が必要です。

### 施策の方向性

- 子ども子育て支援に関わるニーズ調査や市民意識調査による実態把握、児童相談所や子ども家庭総合支援拠点における困難を抱えた子どもの実情の把握
- 自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる人権教育・人権啓発の推進、指導者となる教職員等の研修の充実
- 学校教育相談へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、「こどもまんなか社会」の視点に立った、子どもの意見を尊重した施策の推進
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進による学校・家庭・地域の連携・協働の推進、さまざまな主体との共生と協働の推進

※SNS：「Social Networking Service」の略で、インターネット上の社会的ネットワークのこと。

## 3 高齢者の人権を尊重するために

今後も高齢化は進展していくものと見込まれており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が増加し、高齢者が社会的孤立に陥ることが懸念されています。また、振り込め詐欺や悪質商法等の被害の増加、介護者による身体的・心理的・経済的虐待等の問題への対応が必要とされています。

今後、人口構造の変動が見込まれる中で、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野ごとの枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進める必要があります。

### 施策の方向性

- 民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー※と連携した市域全体で見守るネットワークづくりの推進
- 認知症についての正しい理解、声掛けや見守りなど対応方法も含めた普及啓発、ふじさわ権利擁護相談センターと連携した成年後見制度の普及・啓発の推進
- 多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制の充実、地域のつながりの中で互いに支えあう見守り体制づくりの促進
- 関係機関とのネットワークを活かした高齢者の実態把握やさまざまなサービスの情報提供、継続的な相談・支援

※コミュニティソーシャルワーカー：生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や、地域に対しての援助（地域支援）を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整したりするための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職のこと。

## 4 障がいのある人の人権を尊重するために

2022年（令和4年）5月25日に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布されました。「障害者差別解消法」の施行に合わせて、市事業における手話通訳や要約筆記の配置基準の設定や文字・音声情報の多重化などに取り組んできましたが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、デジタル技術の活用をはじめとした施策が必要になります。

また、年齢に応じて変化する福祉サービスに適切につなぐため、教育や高齢者支援、介護保険などの分野との連携強化が不可欠です。相談支援の面では、「ワンストップの相談窓口」や「ライフステージにおける切れ目のない相談支援体制」の構築を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

- 障がいのある人の意見や要望を踏まえた課題やニーズの把握、相談支援体制の拡充
- 障害者差別解消法に基づく事例の蓄積とそれらを活用した啓発の推進、就労支援を通じた企業や地域への障がいのある人への理解促進
- 「地域における総合相談窓口の設置」「相談員の専任配置による人員体制の強化」「地域における制度を超えた連携の強化」を図ることによる相談支援体制の拡充
- 藤沢市障害福祉団体連絡会をはじめとする関係団体、関係会議との連携強化、医療、教育、子育て等の団体とのネットワークの構築

## 5 部落差別（同和問題）を解決するために

さまざまな取組により、被差別部落（同和地区）の生活環境はある程度改善されましたが、近年、部落差別（同和問題）はSNS等を通じたインターネット上での差別書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地の情報、氏名等の掲載や動画の公開など、インターネット上の人権と絡みあう複合的な問題へと変化しています。部落差別（同和問題）について一人ひとりが正しく理解し「生まれた地域などによって差別されるべきではない」という認識を持つことが重要です。本市では、差別や偏見の解消に向けた取組を推進していきます。

### 施策の方向性

- 国等の部落差別（同和問題）の実態調査による状況把握、人権に関する市民意識調査の実施による状況把握
- 部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動、差別や偏見を間違ったことだと認識するための人権感覚を磨く教育・啓発の推進
- 国や関係団体との連携による相談体制の充実、身元調査等で住民票等が不正に取得された場合の「本人通知」の継続実施
- 部落差別（同和問題）への正しい理解と認識を深めるための啓発活動、えせ同和行為<sup>\*</sup>の排除に向けた国や関係団体等と連携した啓発活動

※えせ同和行為：部落差別（同和問題）を口実に企業や官公庁などに不当な要求をする行為。

## 6 外国につながるのある人の人権を尊重するために

文化や宗教、生活習慣の違いから、外国につながるのある人をめぐって、さまざまな人権問題が発生しています。日本国籍を持っていても、日本に帰化した人や父または母が外国人など、外国につながるのある人は、外見や名前だけで外国人と同様に差別や偏見にさらされることがあります。

誰もが、人種や肌の色、言葉、宗教の違いなどによって差別されるべきではなく、この考え方は、どの国に住んでいても変わりません。それぞれがもつ文化を尊重しあい、国籍に関係なく同じ人間として共に生きる地域社会をつくるために、引き続き多文化共生のまちづくりに取り組んでいきます。

### 施策の方向性

- 人権に関する市民意識調査や藤沢市外国人市民会議・藤沢市都市親善委員会での意見把握、国や県が実施する実態調査結果等の分析による実態把握
- 外国につながるのある人への差別や偏見をなくすための意識啓発の推進、多文化共生の理解を深めるための研修等の実施
- 多言語での相談支援や医療ボランティア通訳派遣などの、コミュニケーション支援、やさしい日本語を意識した行政文書の作成や困りごとに応じた専門相談窓口の周知
- パートナーシップによる多文化共生のまちづくりの推進、国際交流や姉妹友好都市との文化・スポーツ交流など、外国につながるのある市民と一般市民が交流できる場の充実

## 7 患者等の人権を尊重するために

心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利です。しかし、現状では患者等を取り巻く環境において、疾病や診療内容などの理解が十分ではありません。精神疾患を有する人への誤解や偏見は未だ存在しています。

誤った知識や無理解から、患者やその家族が日常生活を送れなくなってしまうことはあってはならないことです。感染症や疾病等に関する偏見をなくし、患者等の人権とプライバシーを守るために、正しい知識の教育・啓発の強化が必要です。

### 施策の方向性

- 国や県、本市の人権に関する市民意識調査の実施による人権上の課題やニーズの把握、関係課等で行う各種調査における患者の視点に立った課題やニーズの把握
- あらゆる疾病に対する無理解や誤解による偏見や差別を生じさせないための最新の情報発信と正しい知識の普及啓発
- 各相談窓口による他部門の業務内容等の正確な把握、守秘義務に留意した必要に応じた連携、協働の推進、必要な時に気軽に安心して相談できる環境づくりと相談者の気持ちに寄り添う対応、プライバシーを保護する相談環境、休日・夜間の相談時間などの配慮
- 患者等と医療従事者の正しい情報共有と信頼関係に基づいた医療サービスの提供

## 8 ビジネスにおける人権を尊重するために

依然として過労死や過労自殺に結び付く長時間労働、ワーク・ライフ・バランスが実現できない社会環境が問題となっており、労働時間の削減は喫緊の課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非正規雇用労働者が苦境に立たされる事態も続いています。

労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったものの、未だに職場におけるさまざまなハラスメントが問題となっています。

企業活動において、人権の尊重は重要な要素の1つであり、企業活動における人権への負の影響を特定し、着実な取組を進めることが重要です。

### 施策の方向性

- 人権に関する市民意識調査による実態把握と関係機関での相談事例の把握、国や専門機関による実態調査の結果の把握・分析
- 企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入事例や多様性・柔軟性のある働き方などの情報提供や啓発
- さまざまな立場の就労者の権利確保や人権尊重など、複合的で多様化する問題に寄り添った相談支援の実施、県社会保険労務士会等との連携による各種相談支援
- 企業等と協働した多様な主体が活躍できるダイバーシティの推進
- パートナーシップによる環境問題への積極的な取組の推進

## 9 犯罪被害者等の人権を尊重するために

犯罪被害者とその家族等は、犯罪によって、生命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、家族を失い、財産を奪われるといった直接的な被害のほかに、周囲の人々の理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷、偏見などによって精神的苦痛を受けるなど、二次被害<sup>※</sup>に苦しむことも少なくありません。犯罪による被害は、ある日突然、理不尽に、誰の身にも起こる可能性があります。

犯罪被害者とその家族、遺族が直面するさまざまな問題に対応するため、関係機関等との支援体制を整備するとともに、国や県と連携した事業の推進が求められています。

### 施策の方向性

- 人権に関する市民意識調査による市民の意識の実態把握、国や県などが行う意識調査の結果の分析・市の取組への反映、犯罪被害者等の支援に向けた情報収集及び施策の検討
- 犯罪被害者とその家族等が受けている直接的・間接的被害の状況や、その状況を踏まえた支援の重要性、二次被害の発生防止のための配慮の重要性についての理解促進、犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている関係機関等の情報提供
- 国や県、関係機関等が実施する相談窓口の周知啓発
- 国や県、関係機関等との連携による相談・支援の強化

※二次被害：犯罪による直接的被害に派生して生じる副次的な被害。

## 10 生活困窮者の人権を尊重するために

ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化などの課題は依然として残っており、誤解や偏見から、社会的排除を助長するような嫌がらせや暴行を加える事案が発生するなど、人権問題が生じている現状があります。

生活困窮者は、それぞれの背景や抱えている課題も異なります。経済的な面だけでなく、地域で生活するうえでさまざまな困難を抱える生活困窮者に対しては、行政が担う公的な制度・サービスと併せ、地域団体や民間企業、教育機関、福祉サービス事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、地域や社会で支える相談支援体制が求められています。

### 施策の方向性

- 市内の巡回によるホームレスの希望や要望等の把握、市の生活困窮者支援の窓口「バックアップふじさわ」の相談支援員や、市内全13地区に配置するコミュニティソーシャルワーカーによる支援ニーズの把握
- ホームレスに対する偏見や差別をなくすための啓発活動、子ども食堂や身近な居場所、様々な活動団体が担う地域活動に対する理解促進
- 市内の巡回によるホームレスを含めた生活困窮者に対する市役所の窓口案内、本人に寄り添った丁寧な相談の実施、市役所内の相談支援窓口「バックアップふじさわ」と庁内各課との連携による生活困窮者の把握と必要な制度・サービスの活用、市内全13地区へのコミュニティソーシャルワーカー（「バックアップふじさわ社協」の相談支援員）の配置による複合化・複雑化した困りごとの把握、市民センター・公民館の機能強化による相談支援体制の充実
- 市内外の生活困窮者を支援するNPO等の団体等支援団体との連携
- 自治会・町内会などの地域団体や福祉関係機関、民間企業、教育機関等とのネットワーク構築による多様な支援が可能となる体制づくり

## 11 インターネット上における人権を尊重するために

インターネットなど電子通信技術の発達により、利便性が高まる一方で、SNS上でのいじめやトラブル、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害など、インターネット上での人権侵害が大きな問題となっています。インターネットの向こう側には人がいることを常に意識し、自分の言葉を相手がどう受けとめるか、対面で同じ言葉が掛けられるか想像していただくことが大切です。

誰でも情報発信ができるため、真偽が不確かな情報や、フェイクニュースと言われるデマ情報が拡散されることもあります。インターネット上の情報を主体的に読み解く能力（情報リテラシー）や情報を正しく活用していく態度（情報モラル）を身につけることも重要です。

また、インターネット環境が整った人ばかりではないことを理解し、情報格差が生じないように努め、すべての人が平等に情報を得られるよう配慮する必要があります。

### 施策の方向性

- 人権に関する市民意識調査や国や県が実施する意識調査による実態把握、学校でのアンケート調査による子どもの実態・意向把握
- 児童、生徒の発達段階に応じた学習会等の実施や啓発パンフレット等の配布、国、県、近隣自治体等と連携した適正なインターネット利用の啓発、情報リテラシーや情報モラルを高める取組の推進
- 国、県、専門の関係団体等が実施する相談窓口の周知啓発
- 国、県、専門の関係団体等との連携による支援の充実、地域の社会教育活動やNPO等による情報格差解消に向けた事業の推進

## 12 さまざまな人権を尊重するために

先住民族（アイヌの人々）や刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致被害者、災害に遭った人、自殺・遺された人、人身取引（トラフィッキング）、難民・避難民、交差性・複合差別などの人権課題のほか、社会情勢の変化に伴って今までにない新たな人権課題も発生しています。Withコロナを見据えつつも、多様化・複雑化する課題に適切に対応するために、実態把握に努め、人権意識の向上と課題解決への取組を進めていきます。

### ◆人権施策の推進に向けた市の取組方針

#### (1) 社会環境の変化に合わせた人権施策を推進します。

ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針（人権指針）をより時代に即した内容とするため、概ね5年を目安として改定を行います。また、その間も社会変化に対応するため、「人権・ジェンダー平等施策方針」をトップメッセージとして発信し、すべての職員が人権の尊重に基づいて行動し、地域に発信します。

#### (2) 人権への負の影響を防止し、軽減するための実施体制を構築します。

人権への負の影響を防止し、軽減するための仕組みについて国や地方公共団体のみならず、先進的な取組を行っている企業などの事例を収集・研究し、その実施体制を確立します。

### ◆研修・啓発

#### (1) 職員研修

全職員に人権研修を実施することに加え、知識に偏重することなく、人権感覚を養うことを目的として、D&I推進員を通じた啓発・教育を実施します。

#### (2) 啓発事業の実施

すべての人の中に人権尊重の精神が定着するよう、国・県・市町村や民間団体等と連携しながら人権啓発事業を実施します。

## ◆人権に関する主な相談窓口

	相談窓口	相談機関	電話番号
全般	みんなの人権 110 番	法務省全国共通人権相談ダイヤル	 0570-003-110
	定例人権相談	人権擁護委員 (受付：藤沢市人権男女共同平和国際課)	 0466-50-3501
子ども	いじめ相談ホットライン	藤沢市教育指導課	 0466-25-2500
	児童虐待相談	藤沢市子ども家庭課	 0466-50-3569
	学校生活や学校教育に関する 電話相談	藤沢市学校教育相談センター 藤沢市教育指導課	 0466-50-3550  0466-50-3559
	24 時間子ども SOS ダイヤル (24 時間 365 日対応)	神奈川県立総合教育センター	 0120-0-78310  0466-81-8111
	児童相談所虐待対応ダイヤル (24 時間 365 日対応)	お近くの児童相談所	 189 (無料)
	人権・子どもホットライン (子ども専用電話)	神奈川県福祉子どもみらい局	 0466-84-1616
	子ども家庭 110 番	神奈川県中央児童相談所	 0466-84-7000
	子どもの人権 110 番	法務省全国共通フリーダイヤル	 0120-007-110
	高齢者	高齢者虐待専門相談窓口	藤沢市高齢者支援課
障がい者	障がい者虐待防止センター	藤沢市障がい者支援課	 0466-25-1111
女性	DV 相談等	藤沢市生活援護課	 0466-50-3572
	女性相談員による DV 相談	神奈川県配偶者暴力相談 支援センター	 0466-26-5550
	女性の人権ホットライン	法務省全国共通ナビダイヤル	 0570-070-810
男性	DV 被害者の方の相談	神奈川県配偶者暴力相談 支援センター	 045-662-4530
	DV に悩む方の相談	神奈川県配偶者暴力相談 支援センター	 045-662-4531
	DV に悩む男性のための電話相談 毎週月曜日 (11 時～16 時)	一般社団法人 神奈川人権センター	 045-758-0918
犯罪 被害者等	犯罪の被害にあわれた方の 相談・支援	かながわ犯罪被害者 サポートステーション	 045-311-4727
	性犯罪・性暴力の被害にあわれた方の 相談・支援 (24 時間 365 日対応)	かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター 「かならいん」	 #8891 (無料) または  045-322-7379
	男性及び LGBTs 被害者のための 専門相談ダイヤル 毎週火曜日 (16 時～20 時)		 045-548-5666
セクシュアル マイノリティ	かながわ SOGI 派遣相談	神奈川県共生推進本部室 (受付)	 045-210-3637
	SHIP・ほっとライン 毎週木曜日 (19 時～21 時)	特定非営利活動法人 SHIP	 045-548-3980
ハイト スピーチ	弁護士によるハイトスピーチ専門相談	神奈川県共生推進本部室 (受付)	 045-210-3637

※上記各相談機関における相談対応の開設日時は各機関にお問い合わせください。

## ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針 ～藤沢市人権施策推進指針改定版～【概要版】

編集・発行

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課 2023 年 (令和 5 年) 3 月

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466-50-3501 F A X 0466-50-8436

E-mail : fj-jinkendanjo@city.fujisawa.lg.jp

「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針  
～藤沢市人権施策推進指針改定版～」は、藤沢市  
ホームページからご覧いただけます。